

食の観光コンテンツ創出事業費補助金に係るQ&A

令和6年5月24日改正

No	質問	回答
1	本事業の目的いかな。	本事業は、多彩で高品質な食材と文化・観光資源を活用し、本県の食と食文化を楽しめる来訪者満足度が高いツーリズムを興すことで、国内外からの誘客促進と地域の魅力向上を図られるよう、その取組を支援する。
2	本事業の補助対象者を「フォーラム会員」とした理由いかな。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならではの食や食文化を活かした観光サービスの創出には、生産者、料理人等、食の関係者の連携が重要であり、県はガストロノミーツーリズムを推進するための会員制ネットワーク組織「ガストロノミーツーリズムフォーラム」を立ち上げ、趣旨に賛同する会員を募っている。 ・本事業の目的を達成するために、静岡県のガストロノミーツーリズムに関心・理解のあるフォーラム会員を対象とした。 ・なお、入会は無料であるため、加入していただきたい。
3	事業完了(予定)日とは何を指すのか。	事業完了(予定)日とは、活動や活動に係る支払いが完了した(する)日である。
4	構成員が一人(単独)でも申請できるか。	申請できない。必ず他のフォーラム会員との連携が必要である。
5	構成員の中でフォーラム会員以外が含まれる場合は、申請できるか。	フォーラム会員が2者以上であれば、申請できる。 必ずしもすべての構成員がフォーラム会員である必要はないが、フォーラム会員であることが望ましい。ただし、当該構成員が補助事業の対象者として補助金を充当した経費支出がある場合は、当該構成員もフォーラムの会員である必要がある。
6	構成員に、市町やDMOがいなくても申請できるか。	必ずしも市町、DMOが構成員でなくても、申請できる。ただし、可能であれば市町・DMOと連携することが好ましい。
7	構成員は異業種である必要はあるか。	異業種でなくても申請できる。ただし、可能であれば複数の業種が連携することが好ましい。
8	今年度限りのイベント等でも、対象になるか	ならない。 継続的に実施していくことを前提とするイベント等が対象である。
9	既存のイベント等でも、対象になるか。	既存イベント等の開催も対象になるが、内容が全く同じものではなく、新しい取組を含み、内容の向上が期待できることが必要である。 新しい取組とは、世の中にこれまでなかったものではなく、これまで当該イベントではやっていないということである。
10	既存イベント等の回数を増やすといった量的拡充は対象になるか。	既存イベント等を単純に量的拡充するようなものは対象にならない。
11	「インバウンドを視野に入れる」とは、どういうことか。	国内の旅行者のみをターゲットにしたものでなく、外国人旅行者の受入も可能とする対応を盛り込んだ取組であるもの。 外国語のウェブサイトの構築やインバウンド向けのプロモーションなど実施できれば、より好ましい。
12	既存のウェブサイトの多言語化は、対象になるか。	ならない。 ただし、新たにイベントのウェブサイトを立て上げる場合は、対象となる。
13	ウェブサイトのサーバーの管理費は、対象になるか。	今回のために新しくウェブサイトを作成した場合は対象となるが、既存のウェブサイトの場合は、対象とならない。
14	既存の体験を海外にも発信していくためのウェブサイト構築、広告などのプロモーション経費のみの申請はよいか。	既存の事業のプロモーションは、量的拡充にあたるため、対象とならない。新規性が認められる場合や内容を見直した上でのプロモーションであれば、対象とする。
15	食を楽しむ「地域」とはどの範囲を指すか。	複数の市町にまたがる場合、市町単位、地区単位、いずれの場合でも良い。
16	他の公的な補助金を受けている事業も対象となるか。	対象とならない。
17	企業からの協賛金を受けている事業も対象となるか。	対象となる。なお、協賛金を充てる部分も対象経費に含んでいてもよい。

No	質問	回答
18	企画した旅行商品をSNSやホームページで宣伝し、旅行者を募集することを考えている。旅行会社と連携する必要があるか。	運送、宿泊を伴う場合には、旅行業に当たる可能性がある。旅行業に当たる場合は、旅行業登録のある旅行者との連携が必要である。
19	お土産などの商品開発は対象になるか。	ならない。
20	「個人給付にあたるもの」とは、何か。	飲食代金、ツアー代金等の参加者が負担すべきもの、コンテストの賞金や景品は、個人給付にあたる。 詳細は事務局に問合せをすること。
21	旅行者から徴収する参加料を半額とするのは、問題ないか。	部分的なものであっても個人給付にあたるため、対象とならない。
22	イベント等が、天気で中止となった場合、どうなるのか。	中止を決定した時点で、そこまでの準備や広報など必要経費と認められる部分のみ精算となる。
23	既存ツアーの磨き上げのための、モニターツアー、ファムトリップの費用は、対象となるか。	ツアー代金は、ファムトリップに参加した旅行会社に支払うアドバイス料や、メディアやインフルエンサーに支払う掲載料を経費として、計上できる。 集合場所までの交通費は、対象とならない。 なお、補助の対象となるモニターツアーやファムトリップは、開発した新商品等の評価を含んだもの、または広報広告効果が期待できるものに限られる。
24	料理人を対象とした産地訪問ツアーは、対象となるか。	人材育成や生産者と料理人のマッチングを目的としたツアーは対象とならない。ただし、対象が一般の旅行者も含まれており誘客促進を図るものであれば対象となりうる。
25	イベントに必要な食材を保存するため、冷蔵庫を購入したいが、対象となるか。	冷蔵庫など、備品を購入する費用は対象にならない。
26	旅行商品は、どこまで具体化すべきか。	今年度中に、旅行者を募集できるものであることが必要である。
27	構成員の人件費や旅費は対象になるか。	ならない。
28	リースは対象になるか。	なる。 ただし、リース期間は、最大で令和7年2月末までとする。
29	応募者(申請者)以外の構成員も補助金の対象となる取組を行い支出が発生する場合は、どうすればいいか。	公募申請書においては、収支予算書の科目別支出予算内訳の備考欄に支出を実際に行う構成員名を記載すること。 採択後の交付申請においては、県の指示に従うこと。(応募者を代表機関とするコンソーシアムを結成し、コンソーシアム名で申請を行うこととする予定)
30	完成した旅行商品・体験プログラムなどを催行する際に発生する経費は、補助対象となるか。	本補助金は、「食の観光コンテンツを創出する取組」に対する支援を趣旨としており、旅行商品等が完成したのであれば、その後の取組は補助金の対象外となる。 なお、旅行商品の催行のために行う広告宣伝等については、本補助金の対象となる。
31	開発している旅行商品や体験プログラムの磨き上げのために行うトライアルサービスの提供に係る経費は補助対象となるか。	コンテンツの磨き上げのために行うトライアルサービスの提供に要する経費は補助対象となる。また、実施の際は、トライアルサービスとして開催することを明示すること。 ただし、コンテンツの磨き上げという目的から、参加人数や提供内容がトライアルサービスとして適切な規模である必要がある。
32	コンテンツの磨き上げのために行うトライアルサービスの提供時に、一部参加料を負担してもらい自主財源として充てることは可能か。	自主財源の確保については、他の競争的資金等の補助制度による充当は不可としている一方、連携企業等からの協賛金・負担金による充当は可能としている。トライアルサービス参加者からの参加料については、自主財源として充当できるものと判断する。充当する場合は、補助金検査時に適正な手続きがとられているか、適正額が報告されているかを確認する。なお、徴収した額が総事業費の1/2以上となった場合は、その額に相当する補助金額を減額する。

No	質問	回答
33	<p>イベントを開催する場合、どのような経費が補助対象となるか。</p>	<p>イベント開催前までに発生する、会議費(会場料金等)、メニュー開発費、アドバイザー料、イベント設営料等は、原則対象となる。</p> <p>イベント当日の費用の内、講師・シェフ等への謝金、会場費は対象となりうるが、参加者へ食事を提供する際の原材料費、景品等、個人給付に該当する可能性があるものは補助対象とならないため、自己資金または参加者から実費相当分を徴収するなどして対応すること。なお、参加料を徴収する場合は、その額が過大となっていないか補助金検査時に確認する。参加料等から収益が発生した場合は、その額に相当する補助金額を減額する。</p> <p>また、コンテンツの継続性という観点から、次年度以降に開催する際、補助金による支援がなくても安定して開催できる見込みと根拠を応募書類に記載すること。</p>